



(村章)

広報おんな

恩納村人口

昭和48年9月末現在	
男	4,057人
女	4,047人
合計	8,104人
世帯数	1,789戸
男 +	8人
女 +	6人
世帯数 +	3戸



(済岡繪) 本並松ノ場恩納馬

(戦前字恩納馬場の松並木)

恩 納 村 役 場

恩納村字恩納2451番地

電話番号098964-8101

8111

企画課編集発行

印刷 巴印刷所

査官が少年に対し、適切な助言や指導を加えながら、その行動を観察し、保護処分をすべきか否か、あるいは、いかなる処分が適当かということを検討するものです。そして、この観察結果に基づき、少年に最も適切な処分が行なわれるわけです。

なお、一部には、家庭裁判所の処分が甘すぎるので、もっと成人同様に刑罰をもつてのぞむべきであるとの声も聞かれます。確かに少年によっては、刑罰を加えることが非行をくりかえさせない最も適切有効である場合もあり、現に、そのような処分がなされる場合のあることは先ほど述べたとおりです。しかし、これまで見てきましたように、資質や環境などの面でそれぞれ異なる問題をかかえている少年に対して、一律に刑罰をもってのぞんでも、問題の根本的な解決にはならず、かえって、再教育の機会を失ってしまう場合もあります。家庭裁判所では、各少年のかかえている問題に応じて、どのようにすれば少年が非行をくりかえさないで、立派に社会に復帰することができるかということを考えながら、いろいろな教育的措置や保護処分を行なっているわけです。

もちろん、このような家庭裁判所の協力が効果をあげるためには、関係機関をはじめとして、少年を取りまく地域住民ひとりひとりの理解と協力が何よりも大切です。しかも



非行はさまざまな要因がからみあい複雑なものなので、必ずしも、一度に少年の再犯を防ぎ、少年の健全育成をはかれるものではありません。少年自身が自分で立ち直ろうと心から自覚すべし、家庭裁判所をはじめ、関係機関、家庭、学校、職場など地域ぐるみのあたたかなねばり強い働きかけが必要であると思います。



津嘉山朝信

行政相談週間について

(十月十四日(日)～ 二十日(土)まで)

行政管理庁では、毎年十月に行政相談週間を全国的に実施しているが、今年も来る十月十四日(日)から二十日(土)までの一週間全国一せいに実施することになった。

行政相談週間は、特に行政相談制度の趣旨を一般住民に十分認識してもらうために行なわれるもので、週間中の行事としては、まず十月十六日(火)那覇市と共催で一日合同相談所を、三越デパート(六階)において開くことになっている。これは各行政機関を一ヶ所に集めて、利用者の便宜を図るとともに、申出事案について関連のある役所がその場で話し合い、問題を迅速適切に解決するために、国の行政機関や県、市と合同で開かれるものである。

そのほか週間中は各市町村においても地域の行政相談委員による定例および巡回行政相談所が開かれることになっているので、沖縄行政監察事務所では住民の皆さんが広く利用されることを望んでいる。

なお、行政相談制度は、行政管理庁が国民からの行政に対する苦情や意見要望等の相談

に応じ、これらの相談事案を一つ一つ国民と関係機関との間に立って、あつせんし、解決を図ることによって広く行政運営改善のために寄与することを目的とするものである。

この制度は、行政相談週間だけでなく、行政管理庁長官が、各市町村長の推せんによつて委嘱した行政相談委員および沖縄行政監察事務所において常時受付されている。

役所の仕事について
※ 納得できない
※ どうしてよいかわからない
※ こうしてほしい
◎ いろんなことを相談するか、主なものをあげてみますと、次のような事項である。

- ▼ 総理府関係○恩給、扶助料、交通規制、信号機、運転免許証、道路標識、防犯、自衛隊の施設、青少年問題、公害など
- ▼ 法務関係○登記、戸籍、出入国手続、外国人登録など
- ▼ 外務関係○海外移住、旅券、海外渡航者調査など

- ▼ 大蔵関係○国有財産、共済年金など
- ▼ 文部関係○学校教育、社会教育、給食、文化財など
- ▼ 厚生関係○遺家族援護、生活保護、国民年金、厚生年金、健康保険、老人、母子、児童、身障者福祉、公衆衛生、環境衛生、保育所、水道など

- ▼ 農林関係○農地転用、自作農創設、土地改良、農業用施設、森林、食糧、水産、畜産、開拓、農協、農業共済など
- ▼ 通産関係○電力、ガス、計量、消費者保護、中小企業、特許、危険物取締、工場取締、採石、鉱山など、
- ▼ 運輸関係○旅客および貨物自動車営業、自動車損害賠償、地方鉄道、船舶港灣施設、海運、海上保安、航空など
- ▼ 郵政関係○郵便物集配、郵便施設、郵便貯金、郵便年金、簡易保険、電波障害など
- ▼ 労働関係○失業保険、労災保険、職業安定失業対策、労働基準など
- ▼ 建設関係○道路、河川、砂防、都市計画、公営住宅、宅地造成、下水道など
- ▼ 自治関係○選挙、消防、住民登録など
- ▼ 国鉄関係○鉄道営業、ダイヤ編成、踏切、警報機等鉄道施設、国鉄バスなど

- ▼ 電話関係○電話工事、電話業務、電信

業務など

- ▼ 専売関係○たばこ、塩の製造販売など
 - ▼ 公団関係○各種公団事業についての用地売却、工事、または利用関係など
 - ▼ 公庫関係○各種金融の借入資格、手続き、など役所に対する苦情や相談のある方はお気軽に次へお申出下さい。
- 行政相談委員
住所 恩納村字恩納

住みよい社会をつくる「郵便貯金」

十一月一日から三〇日までの一か月間「豊かな暮らしと住みよい社会をつくる郵便貯金奨励運動」が全国一斉に実施されることになりました。

国民の経済生活の向上など、国民の生活と密着して広く利用されている郵便貯金は、年々順調な増加を続け、その貯金高は十四兆円という大きな額になります。

郵便貯金は、日常の経済生活の安定と財産づくりのお手つだいをするとともに、そのお金は、国の財政投融资の資金として、大蔵省資金運用部を通じて政府機関をはじめ地方公共団体、公庫、公団等に融資され、国民の福祉の向上に係る深い住宅の建設、公害の防止、生活環境施設の充実、農林漁業及び中小

(氏名) 津嘉山朝信 電話八一七七

十月二〇日(土)午前十時～午後四時まで恩納村役場二階で相談所を開設致しますのでもし相談のある方は気軽におこし下さい。

沖縄行政監察事務所 行政相談所
那覇市泉崎一～三(琉球新報社ビル六階)
電話(〇九八八)五四〇一四八

企業の近代化、文教施設の拡充、道路及び空港の建設など社会資本の充実にたいへん役立っており、新生沖縄県の建設にも大きな役割を果たしております。

たとえば、県内には、この資金の融資によつて建設された施設には公営住宅、病院、学校、保育施設、離島航路の船舶などたくさんありますが、私たちの恩納村でもこの資金によつてできた施設として、山田小学校、体育

!!人権擁護委員の委嘱発令される!!

去る八月一日付をもって、次の方々人権



津嘉山朝信



古波蔵清一

擁護委員として、法務大臣より委嘱発令され

館建などがありません。このように郵便貯金は、身近な貯蓄手段として、利用されているばかりでなく、豊かな暮らしと住みよい社会の建設に役立てられています。経済成長よりも国民の福祉の向上がより重視されるようになった現在、財政投融资の大きな資金源である郵便貯金の働きはいつそう重要となり、その健全な発展が望まれるところです。

- このようなときにあたり、「豊かな暮らしと住みよい社会をつくる郵便貯金奨励運動」が実施されることとなり、この運動を通じて郵便貯金が国民の暮らしに大きな役割を果たしていることを広くお知らせするとともに、郵便貯金に対するいつそうの御理解と御支援をお願いするものであります。
- 推進団体
沖縄郵政管理事務所長
沖縄開発庁沖縄総合事務局長
沖縄県知事
恩納郵便局長

ました。
 恩納村字恩納二四〇五―一番地
 津嘉山朝信
 恩納村字仲泊七六番地
 古波藏清一

◎人権擁護委員とは

現在の社会には、色々と矛盾したことが多くあります。
 例えば自分の土地が知らぬ間に他人名義に

「統計の日制定」

閣議 昭和四十八年七月三日 了解

統計の重要性に対する国民一般の関心と理解を深め、統計調査に対する国民のより一層の協力を推進するため、「統計の日」を設ける。

「統計の日」は、毎年十月十八日とし、この日を中心として、統計功労者の表彰、展示会の開催等統計知識の普及のための行事を全国的に実施するものとする。

この行事は、地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て行うものとする。

「統計の日」制定の理由

社会経済の発展に伴い、国民一般の統計の

なったり、又夫婦の間で、いざ離婚という場合、夫の暴力により妻の権利も認めず、慰謝料や子供の養育費なども考えずに離別された事例がありますが、このような不法行為に対し、正しい人権のあり方を指導し、相談に応じ、又人権を擁護するのが人権擁護委員の仕事であります。

村民の皆さんに人権問題で不幸な方がおられましたら委員の方々に遠慮なくご相談下さるようおすすめします。

重要性に対する関心を喚起し、その理解を深めるとともに、広範かつ精細な統計を整備す

軽自動車の検査実施

◎昭和四十八年十月一日から軽自動車の検査が始まることになりました。検査は国に代って軽自動車検査協会が行ないます。

◎場所は浦添市字港川五一二番地の三（陸運事務所向い）軽自動車検査協会 沖繩事務所 電話〇九八八（七七）六八七九番



ることの必要性は、近年とみに高まってきている。また、政府、地方公共団体が実施する統計調査は、最近ますます複雑、高度化する勢いあり、これらの統計調査の実施にあたっては、統計調査に対する国民のより一層の理解と協力を得る必要がある。

このため、毎年十月十八日を「統計の日」とし、この日を中心として国民の統計に対する関心と理解を深めるための諸行事を行い、もってわが国の統計の整備に寄与することといたしたい。

なお、関係機関が諸行事を行うためには、十月の後半が適当な時期であるので、府県物産表に関する太政官布告が公布された明治三年九月二十四日を太陽暦に換算した日、すなわち十月十八日を「統計の日」とするものである。

◎現在ナンバーをつけて使っている軽自動車の検査をうける期間は軽自動車届出済証の届出年月日より次のようにきめられています。（この期限内に検査を受けないと使用できなくなりますので、なるべく早目にきて下さい。）

8・完成検査終了証（型式指定の新車）

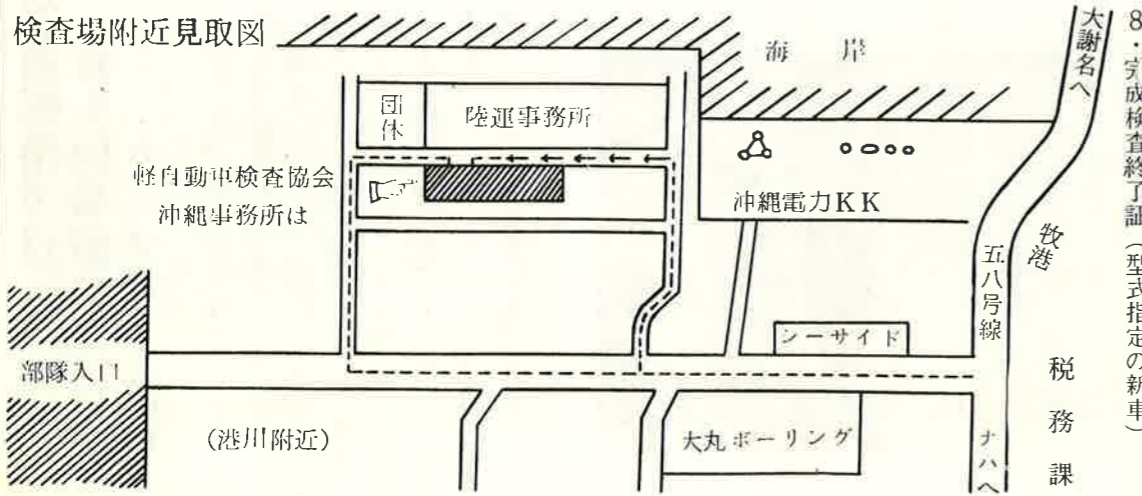
検査を受ける検査標章（ステッカー）と検査証が交付されますので検査標章は前面ガラスの中央上部に貼って下さい。

検査証は、自動車に備えて下さい。

◎検査を受けるときは次のものが必要になります。

- 現在ナンバーをつけて使用している車
- 1・新規検査申請書
- 2・軽自動車届出済証
- 3・自動車損害賠償責任保険証明書（保険期間が二年をこえるもの）
- 4・印鑑
- 5・検査手数料六〇〇円（民間車検を受けた場合は四〇〇円）
- 6・定期点検記録簿（分解記録簿）
- 7・保安基準適合証（民間車検を受けた場合）
- これから新しくナンバーをつけて使用する車
- 1・新規検査申請書
- 2・使用者であることを証明する譲渡証明書
- 3・使用者の住所を証明する住民票等
- 4・自動車損害賠償責任保険証明書
- 5・重量税納付書（新車は七五〇〇円 中古車は非課税証明書）
- 6・印鑑
- 7・検査手数料六〇〇円（型式指定の新車は四〇〇円）

届出年月日	検査期限	届出年月日	検査期限
昭和41年12月31日以前	10月末日	昭和46年4月1日以前	昭和49年11月
42年1月1日以前	昭和48年11月	46年7月1日以前	46年9月30日まで
43年1月1日以前	12月	46年10月1日以前	46年11月30日まで
43年8月1日以前	1月末日	46年12月1日以前	47年2月29日まで
44年1月1日以前	2月	47年3月1日以前	47年4月30日まで
44年5月1日以前	3月	47年5月1日以前	47年7月31日まで
44年9月1日以前	4月	47年8月1日以前	47年10月31日まで
45年1月1日以前	5月	47年11月1日以前	昭和50年5月
45年4月1日以前	昭和49年6月	48年2月1日以前	48年4月30日まで
45年7月1日以前	7月	48年5月1日以前	48年6月30日まで
45年10月1日以前	8月	48年7月1日以前	48年8月31日まで
46年1月1日以前	9月	48年9月1日以前	48年9月30日まで





沖縄県出身のはたらく青少年へ 中野区「郷土の家」を開設

◎「郷土の家」とは

親もとを離れて中野区に居住しているか、または中野区で働いている、沖縄県出身の働く青少年が休日などに訪れて、その家の県出身の先輩や家族、または若い仲間たちと、ふるさとの話をしたり、テレビを見たり、一人でひるねや読書をしたりして家庭的なふん囲気の中で、くつろいでいただくとともに先輩方がいろいろな相談にもつてくださいます

◎「郷土の家」はいつ開かれるか

週一回以上開かれます。主に日曜日ですが郷土の家と相談して都合のよい日に行くこともできます。

◎「郷土の家」の会員になるには

会員になれる資格は十五才〜二十五才ぐらいまでの沖縄県出身の、はたらく青少年です。

中野区役所の青少年対策課に電話をして会員になってください。申込書、会員証などをお送りします。

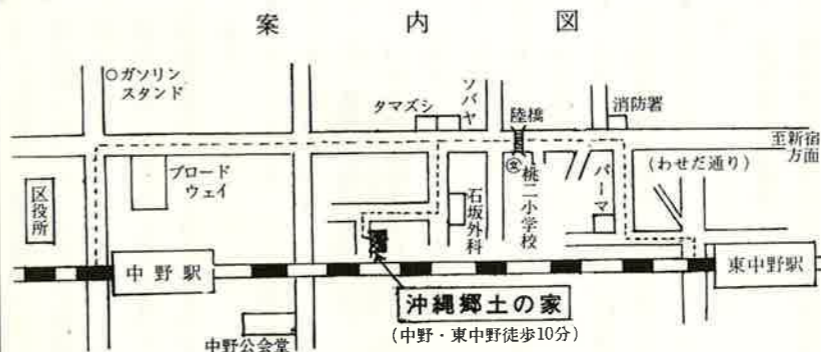
◎「郷土の家」の会員は

食事をしたり、交歓会、などをしたりする特別の場合を除いて、特に費用はかかりません。

中野区役所総務部青少年対策課

電話(三八九)一一一一

内線二四一二〜二四一四



管理者: 金城 唯温
 所在地: 中野6の31の15 電話(361)8678
 名称: 沖縄郷土の家

谷茶部落では 有史以来初めての カジマヤー(風車)

去る十月二日旧曆九月七日がカジマヤーの祝いで、字谷茶一三七番地、石川ジルさんもカジマヤーを迎えた。一世紀も生きぬいた高齢者になると、童心に戻るといわれ「風車」をしつらえて、仮装行列するのがならわしのよう、同字でも字民総出で、盛大にその行事を行い、とてもにぎやかで、子や孫、親戚縁者、字民一同に囲まれて祝寿を受けた。



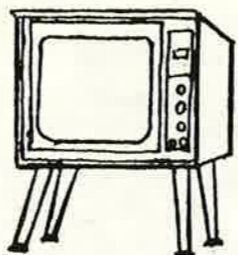
テレビ三〇台各学校へ贈る

儀間電建社長

本村字名嘉真出身で、現在嘉手納村において、総合建設、儀間電建の社長として幅広い活躍している儀間一弘氏は、去る七月に視聴覚教育に欠くことのできないものとして、恩納村の後輩に対する愛情のプレゼントで、児童生徒はもちろんのこと先生方もみんなおおよるこびで、実に感謝感激にたえないものである。

これは氏の村を思い、教育に対する熱意と後輩を案ずる熱誠のあらわれであり、この広報紙を通じ、村民各位にお知らせするとともに氏の今後の限りない御発展と御活躍を祈念してやまない。

○奇篤な青年実業家、儀間一弘氏より、寄贈がありました。テレビ三〇台は次のように配布した。



小 学 校			中 学 校			配置
校名	学級数	設置数	学級数	設置数	未設置	
安富祖小中学校	6	2	3	0	3	7
喜瀬武原小中学校	4	2	3	1	2	4
恩納小中学校	10	4	6	3	3	9
仲泊小中学校	8	3	4	0	4	9
山田小中学校	7	7	5	5	0	0
計	35	18	21	9	12	29
山田幼稚園			1台	計 30台		

教育長

裁判所広報テーマ

○非行をくりかえさせないために
非行を犯した少年が再びあやまちをくりかえすことなく立ち直り、社会人として復帰するにはどうしたらいいかということについて
家庭裁判所では、関係機関や地域社会の人

たちの協力を得て、真剣に協力を続けております。

ところで、家庭裁判所に送られてくる少年は、その犯した非行の内容がさまざまであるばかりでなく、非行の動機、原因も単純なものからきわめて複雑なものまで多岐にわたっております。これらの少年の多くは、のちに述べるように、調査や審判の際にいろいろな教育的措置をうけただけで、その後、二度とあやまちをくりかえすこともありませんし、非行体験も少年の人生の中のひとつのエピソードとして残るにすぎません。このことは、少年が未熟である反面、ゆたかな成長力を持ち、自らの力で回復する能力に恵まれているので、早期に適切な手当てを受けることによって、非行をくりかえすことなく、健全な社会人に立ち直ることができる場合の多いことを示しております。

しかし、なかには何度も非行をくりかえす少年もいます。たとえば、最初は家財の持ち出しから始まり、店頭万引きやあき果ねらいにエスカレートして、ついには窃盗が常習化してゆく例もみうけられます。これは、ちやうど薄い氷がいつのまにか厚い氷になっていくように、ほうつておくとも非行性の深度はますます増大していくことをもがたっています。もちろん、人は犯罪者として生まれてくるわけがありませんので、生まれながらの非

行少年はいないので、何度も非行をくりかえす少年がいるということは決してみすことのできない事実です。

そこで、今回は、このような非行をくりかえす少年に認められる問題点について考え、家庭裁判所では、非行を犯した少年に対し、再び非行をくりかえさせないようにするために、どのような措置を講じているかについて述べてみたいと思います。

家庭裁判所では、少年の事件が送られてくると、少年本人や保護者を呼び、ときには、家庭裁判所調査官が家庭や学校、職場をたずねたりして、非行の原因を心理学、教育学、社会学、医学などの知識を活用しながら専門的な立場から調査をすすめる、さらに、医務室、科学調査室、少年鑑別所などで、身体的機能の検査や知能、性格、行動傾向に関する診断などを行なって、科学的に非行の原因を調査します。

ところで、非行をくりかえす少年を調査してみると、いくつかの問題点に気がつきま。そのひとつは、たとえば知能に欠陥があるとか、性格的に無気力であきやすく、また、小さなことに腹を立てたりするなど少年の更生を困難にしている資質上の問題点が認められることです。また、それと同時に、少年をとりまく環境にも問題があります。とくに、このような少年には、家庭に自分のよりどこ

るを求められないでいるものが少なくありません。少年は、家庭の中で両親や兄弟姉妹など家族との人間的な触れあいを通して、少しずつ社会規範を身につけ、社会生活に適応していくものですが、この人間的触れあいが十分なされない少年たちは、ともすれば社会生活に失敗し、再び非行に陥りやすくなります。また、学校生活に適応できないため、学校を中退したり、あるいは、職場で非行少年というレッテルをはられたため、雇主や同僚との間がうまくゆかず、転々と職場をかえたりするうちに、かつての悪い仲間からの誘惑に負け、再び非行を犯してしまう少年もいます。

そこで、家庭裁判所では、このように非行をくりかえすおそれのある少年に対して、再び非行に陥らせないようにするため、その少年個人のかかえている資質上、環境上の問題に応じて、いろいろな措置を施しております。

まず、終局処分別にその内容をみてみますと、家庭や職場など環境に問題のある少年に対しては、保護観察処分があります。これは、専門のケースワーカーである保護観察官や民間の篤志家である保護司の指導監督にゆだねるものです。さらに、非行性がかなり進み性格のかたよりの大きい少年に対しては、少年院送致処分があります。これは少年をしばらく社会から離して、施設で規則正しい生活に親しませ、正しい生活習慣を身につけさせるとともに、その少年に適した教育や職業訓練を施し、社会の一員として更生させるためになされる処分です。また、少年が十八歳未満のとき、教護院や養護施設などの児童福祉施設に入れたり、児童相談所の指導を受けさせる場合もあります。このような、保護観察、教護院、養護施設送致、少年院送致などを、あわせて「保護処分」と呼んでおります。

そのほか、家庭裁判所の終局処分の中には審判不開始、不処分というのがあります。これは、調査や審判の段階で、家庭裁判所調査官や裁判官が少年に対し、反省を求め、必要に応じて生活の乱れをなおすよう指導したり、家庭、学校、職場などに連絡してその協力を求めるなど、いろいろな教育的措置を施したうえで、少年が再び非行に陥る心配がないと認められる場合に行なわれる処分です。

また、事案の性質上このような方法では適当でなく、刑事処分によって責任を自覚させるほうが適当と認められる場合には、事件を検察官に送致する処分が行なわれます。

以上のような処分のほかに、中間的処分として家庭裁判所調査官による試験観察が行なわれることがあります。これは、少年が心理的な面や環境のうえでいろいろな問題をかかえており、直ちに終局処分を決めることが適当でない場合に、少年をいったん家庭に帰し、あるいは、適当なところに預けたいと